

別 紙

海岸清掃業務仕様書

この仕様書は、海岸清掃業務の履行に当たり、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。なお、この仕様書により受託者の準備又は行う措置に係る費用は、契約金額に含むものとする。

1 業務概要

虹ヶ浜海水浴場及び室積海水浴場等の美化保全のため、海岸のごみの状況を把握しながら効率的かつ効果的に海岸清掃を行い漂着ごみ及び不法投棄ごみ（以下「漂着ごみ等」という。）の清掃を行う。

2 業務実施場所（詳細は、別紙1参照）

- （１） 虹ヶ浜海岸「AからD」の範囲
- （２） 室積海岸「AからD」（象鼻ヶ岬の一部「EからF」を含む。）の範囲

3 業務期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（3年間）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

4 貸与機械等（詳細は、別紙2参照）

- （１） 牽引式ビーチクリーナー
- （２） トラクター式ビーチクリーナー
- （３） クローラー式キャリアダンプ
- （４） バックホウ
- （５） 自動ふりい機
- （６） レーキ
- （７） 高圧洗浄機
- （８） 土地、車庫（電気、水道及び鍵を含む。）その他管理に必要な物品

5 海岸清掃

- （１） 海岸清掃業務内容は、別紙3の海岸清掃業務内訳書のとおりとする。

(2) 7月から8月までの期間の留意事項

ア 原則、別紙3の海岸清掃業務内訳書を基に実施計画を作成し、計画に沿って実施することとする。ただし、天候や、漂着ごみの状況等により変更する場合は、市担当課と協議の上、適宜変更できることとする。

イ 牽引式ビーチクリーナーでの清掃は、原則、虹ヶ浜海岸及び室積海岸の「BからC」の砂浜全体の区域とし、漂着ごみ等を対象に実施する。

ウ 牽引式ビーチクリーナーは、主に小さなごみの回収用であるため、事前に、粗大系漂着ごみを手作業やトラクター式ビーチクリーナー又はバックホウで除去すること。

エ 漂着ごみ等が多く時間内に対処できないときは、海水浴区域内を最優先し、「BからC」の区間内すべての砂浜を清掃する必要はない。

オ 清掃は、海水浴客がいない早朝の時間帯に清掃することとし、事故には細心の注意を払うこと。

カ 常に虹ヶ浜及び室積海水浴場の漂着ごみの状況を把握し、両海水浴場を同時に作業が必要な場合は、4人を2班に分け清掃を実施すること。

キ 7月のクリーン光大作戦で集積した漂着ごみ等は、速やかに回収すること。

(3) その他の期間の留意事項

ア 原則、虹ヶ浜海岸、室積海岸それぞれを月3日清掃するものとし、その月3日を2週に配分した上で、各海岸を隔週で行う（下記の例を参照）ものとする。ただし、漂着ごみの状況により、虹ヶ浜海岸及び室積海岸の清掃日数の配分や開始する時間の変更を市担当課と協議の上、適宜変更できることとする。

(例)

〇月清掃予定表			
第1週目	虹ヶ浜海岸	〇月△日	〇月▲日
第2週目	室積海岸	〇月○日	
第3週目	虹ヶ浜海岸	〇月▼日	
第4週目	室積海岸	〇月●日	〇月◎日

イ 牽引式ビーチクリーナーでの清掃は、原則、7月から8月までの期間とするが、催しや漂着ごみの状況等で使用することが起こり得るので、市担当課の指示により適宜対応すること。

(4) 全期間共通留意事項

ア 回収したごみは、各集積場所まで、クローラー式キャリアダンプで収集運搬（象鼻ヶ岬を除く。）する。なお、室積海岸「AからB」の試験養浜区域は、原

則、干潮時の波際のみ走行可能とするが、試験養浜工事期間その他清掃業務に支障となる場合は委託者の指示によること。

イ 室積海岸「AからB」及び象鼻ヶ岬「EからF」は、ビーチクリーナーの使用はできないので、手作業による清掃とすること。

ウ 傾斜地は、転倒事故等がないよう十分注意し、使用が困難な場合の補完作業は手作業とし、ビーチクリーナーによる清掃を行わないこと。

エ 海浜植物の生育している場所は、原則ビーチクリーナーによる清掃は行わないこと。

オ 両海岸とも、満潮時にビーチクリーナー等が通れない場所もあることから、潮の干満及び天候に応じて作業場所や日程等の調整をすること。

カ ビーチクリーナー等貸与機械の取扱いは、操作方法を熟知し、安全確認を徹底し事故防止に努めること。

キ 台風や豪雨等により海岸の漂着ごみが多量に漂着し、受託日数で処理できない場合は、別途市担当課と協議すること。

ク トラクター式ビーチクリーナーによるタイヤ及びクローラー式キャリアダンプの轍跡は、苦情が無い様にレーキにより整地すること。

ケ 台風の接近に伴い回収した漂着ごみが飛散する可能性がある場合は、貸与しているネットにより飛散防止をすること。

コ その他状況により、苦情等は市担当課に報告し、市の指示により適宜対応すること。

6 ふるい、分別作業

(1) ふるい、分別作業は、別紙3の海岸清掃業務内訳書のとおりとするが、回数については、漂着ごみの量により、市担当課と協議の上、適宜変更できることとする。

(2) 虹ヶ浜車庫敷地内に集積した可燃ごみは、バックホウ及び自動ふるい機等により砂や石を取り除くこと。

(3) 不燃系ごみは、市担当課のごみ分別指示に従い分別して処理場へ搬入すること。

(4) ふるい、分別作業は、雨天は避け、処理場への搬入と連携して行うこと。

(5) 流木は、2m×2m×20cm以内を処理場へ搬入できるが、それ以上の流木は、市担当課の指示する場所へ積置きすること。

7 ごみの収集運搬及び牽引式ビーチクリーナーの運搬

- (1) ごみの収集運搬は、別紙3の海岸清掃業務内訳書のとおりとするが、回数については、漂着ごみの状況により、市担当課と協議の上、適宜変更できることとする。
- (2) 不燃系ごみは、「後畑不燃物埋立処理場」又はリサイクルセンター「えこぱーく」に、2トンダンプトラックで搬入する。可燃ごみは、塵芥車で恋路クリーンセンターへ搬入すること。なお、処理場への搬入時には、市担当課で搬入券の発行を受けること。
- (3) 可燃ごみの量が多いときは、ダンプトラックでの搬入も可能とする。
- (4) 象鼻ヶ岬の清掃後のごみは、仮置きできないため、同日に、2トンダンプトラックで、虹ヶ浜車庫敷地内の集積場へ収集運搬すること。また、室積海岸の回収ごみも、まとめて虹ヶ浜車庫の集積場へ収集運搬すること。
- (5) 可燃ごみの処理場への搬入は、できるだけ乾いた状態で運搬すること。
- (6) 牽引式ビーチクリーナーを運搬するときは、専門業者へ委託し、トラクター式ビーチクリーナーと合わせて運搬すること。

8 貸与機械の回送

- (1) 貸与機械の回送内容等は、別紙3の海岸清掃業務内訳書のとおりとするが、回送回数については、漂着ごみの状況等により、適宜変更できることとする。
- (2) 牽引式ビーチクリーナーを使用する場合は、トラクター式ビーチクリーナーと結合した状態で専門業者へ委託し、10トン台車で運搬すること。
- (3) 漂着ごみの状況に応じて、必要な場合はバックホウを回送すること。
- (4) 運搬後の車庫入れは必ず行うこととし、原則、清掃後に回送を行うこと。

9 貸与機械の補償等

- (1) 貸与機械等の用途については、貸与機械等の本来の用法・能力に従って使用し、その貸与機械等の製造元の定める正しい使用方法を遵守すること。なお、受託者は、故意又は過失により貸与機械等を毀損滅失したときは、委託者と協議により、必要に応じて、委託者に対しこれを弁償又は受託者の費用で、当該機械等と同等の機能及び価値に値するものを購入若しくは調達しなければならない。
- (2) 貸与機械等の過失のない修理費及び点検料等は委託者が支払う。
- (3) 車庫敷地内の光熱水費については委託者が支払う。
- (4) 軍手、がんざき等清掃に必要な物品は委託料に含めること。

10 作業記録等

- (1) 海岸清掃業務は、清掃作業前、作業中、作業後（清掃場所が特定できる看板使用）及び清掃後の回収ごみの写真を撮影し、その他作業内容が分かる写真を撮影する。なお、請求時に処理施設へ搬入した計量伝票と写真を提出すること。
- (2) 委託者が指定する「海岸清掃業務作業日誌」に作業内容を具体的に記載する。なお、ごみの回収量については、クローラー式キャリアダンプに何台分収集したかで換算し、1日の合計で何トンと記載すること。

1 1 貸与機械等の定期整備等

- (1) ビーチクリーナー、バックホウ、クローラー式キャリアダンプは、使用后必ず高圧洗浄機で洗浄後グリスアップ等の定期整備を行い車庫へ保管すること。また、自動ふりい機は使用后グリスアップ等の定期整備を行い、長期に使用しないときは、定期的に稼働しメンテナンスを実施すること。
- (2) 機械整備に伴うグリス、潤滑油は、環境を考慮した植物性天然素材を使用することとし、ウエス等の消耗品と合せて委託料に含めること。

1 2 有資格者の配置

ビーチクリーナー等貸与機械の運転にあたっては、別紙2に記載する資格を有する者を業務期間の開始日の2週間前までに、受託業務に必要な人員を確保すること。また、業務開始までに、資格の証明書（写し）を市担当課へ提出すること。